

まえがき

近年、偏った栄養摂取など子どもたちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られ、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校において食育を推進することが喫緊の課題となっています。

食に関する問題は、本来家庭が中心となって担うものですが、食生活の多様化が進む中で、家庭において十分な知識に基づく指導を行うことが困難となりつつあるばかりか、保護者自身が望ましい食生活を実践できていない場合もあります。そうした状況を踏まえると、子どもの食生活については、学校、家庭、地域が連携して、次代を担う子どもの望ましい食習慣の形成に努める必要があります。

学校においては、これまでも教育活動として、学校給食を通した食に関する指導を行ってきています。しかし、食育の推進が大きな国民的課題となっている今日、学校における食育を推進するために、学校給食の教育的意義を改めて見直すとともに、学校の教育活動全体で食に関する指導の充実に努めていくことが大切です。

このような中、食育の推進を国民運動として総合的かつ計画的に推進するため、「食育基本法」が施行（平成17年7月15日）され、同法に基づき「食育推進基本計画」が決定（平成18年3月31日）されています。食育推進基本計画では、子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、学校における食育を推進することを重要視しています。

ほぼ同時に、これまで学校栄養職員の担ってきた学校給食管理に加えて、食に関する指導もその本務とする栄養教諭の配置が開始され（平成17年4月）、各都道府県において着実に配置が進んできております。

また、小中学校の学習指導要領の改訂（平成20年3月27日）において、その総則に「学校における食育の推進」が盛り込まれたほか、関連する各教科等での食育に関する記述が充実されました。また、改正学校給食法（平成21年4月1日施行）においても、その第1条（法律の目的）で「学校における食育の推進」を位置付けるとともに、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する指導を充実させることについても明記されました。

本書は、学校における食育の必要性、食に関する指導の目標、栄養教諭が中心となって作成する食に関する指導の全体計画、各教科等や給食の時間における食に関する指導の基本的な考え方や指導方法を取りまとめ、平成19年3月に発行したものを、新学習指導要領や改正学校給食法等を踏まえ改訂したものです。

今後、現場において、本書を活用していただき、児童生徒がその発達段階に応じて食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校教育活動全体で食に関する指導に当たられるとともに、家庭や地域との連携を進め学校における食育の一層の推進が図られることを願っています。

本書作成にあたり、御協力をいただいた協力者の皆様に対し、心から感謝の意を表します。

平成22年3月

文部科学省スポーツ・青少年局長

布 村 幸 彦